

平泉世界遺産ガイダンスセンター清掃業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平泉世界遺産ガイダンスセンター清掃業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別紙仕様書による清掃業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、委託業務の執行にあたっては別紙仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託期間は、令和3年11月16日から令和4年3月31日までとする。

第3 委託料の額は、年額〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税分〇〇〇円）とする。

2 甲は、甲から委託を受けた業務（以下「業務」という。）をこの契約書及び別記「平泉世界遺産ガイダンスセンター清掃業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとし、甲は、その費用として以下の委託料を支払うものとする。

請求月	月 額
11月	〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）
12月	〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）
1月	〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）
2月	〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）
3月	〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）

第4 契約保証金は免除する。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

第7 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

第8 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第9 乙は、委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）を清掃業務従事者名簿（様式1）により甲に届出しなければならない。届出後に異動があった場合も同様とする。

2 甲は、前項により届出のあった従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して乙に従事者の交替を求めることができる。

第10 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、清掃業務実施報告書（様式2）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎月の委託業務が完了した都度、清掃業務完了報告書（様式3）を甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとることを乙に対して指示するものとし、乙はこれに従うものとする。
 - 4 乙は、前項の規定による指示に従って措置した結果を甲に報告するものとする。
- 第11 乙は、第10第3項の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。
- 第12 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- 第13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。
- 第14 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 第15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221号第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、または第5若しくは第10第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
 - (2) その他この契約に違反したとき。
- 第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
 - (2) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16または第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5以上に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第20 乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

第21 乙は、第20の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第23 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和9年3月31日まで保存するものとする。

第24 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲が管理する施設及び設備等について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第25 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第26 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県知事 達増 拓也

乙 ○○○
○○○○○○○○○